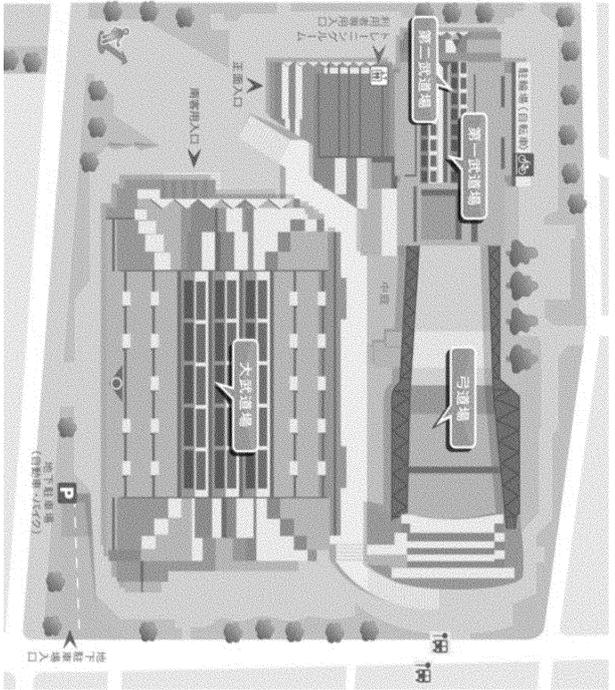


(図3) 施設概要図



*武道館ホームページ「全体見取り図」より

イ 指摘事項及び意見・要望事項

(ア) ホームページのバリアフリー情報について

各施設のバリアフリー情報は、生活文化スポーツ局と公益社団法人東京都障害者スポーツ協会が共同運営するTOKYO障害者・ナビホームページ（以下「障害者・ナビ」という。）及び各指定管理者が施設ごとに作成しているホームページにおいて発信している。

障害者・ナビは、主に障害のある人や障害者スポーツを支える人（以下「障害者等」という。）を対象に、都内スポーツ施設について、車椅子使用者が利用できるトイレや観覧席、施設内の点字フォント、パラスポーツ指導員の資格を持つスタッフの有無など全58項目のバリアフリー情報を発信している。障害者・ナビの利用者はバリアフリー情報を基に希望に合うスポーツ施設を検索することができる。

テニス施設の指定管理者である有明テニス並びに体育館及び武道館の指定管理者である事業団グループ（以下「各指定管理者」という。）は、局からの協力要請に基づき、テニス施設、体育館及び武道館（以下「各施設」という）に係る障害者・ナビのバリアフリー情報について、登録・更新等を行っている。

そこで、障害者・ナビ及びホームページに掲載されているバリアフリー情報が、施設の実態と一致しているか見たところ、次のとおり問題点が認められた。

(指摘事項)

a 障害者・ナビのバリアフリー情報を正確に登録すべきもの

各指定管理者が行っている障害者・ナビの登録状況を見たところ、監査日（令和5年9月13日、25日及び26日）現在、表10の項目について、バリアフリー化しているにもかかわらず、登録されていないことが認められた。

障害者・ナビは、障害者等がバリアフリー情報等をもとに希望に合うスポーツ施設を検索するなど、スポーツを始める際のきっかけとして、また、活動を深めるための一助として活用するものであり、施設のバリアフリー情報が実態と一致していない現状は、適切でない。

各指定管理者は、障害者・ナビのバリアフリー情報について、定期的な確認を行い、施設の実態と相違がないか確認する仕組みを構築するなど、バリアフリー情報を正確に登録されたい。

(有明テニス・マネージメントチーム)
(公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ)

(表10) 障害者・ナビに登録されていないバリアフリー項目

施設	バリアフリー項目
テニス施設	飲食ができるスペースがある エレベーター内に手すりがある エレベーター内に到着階等を文字情報で表示する機能がある トイレに緊急事態の情報を光等によって提供できる設備（フラッシュライト等）がある 暑さ指数（WBGT/Wet Bulb Globe Temperature）（注）等を掲示している
武道館	更衣室に座って着替えられるベンチがある 障害のある方等が優先利用できる個室の更衣室がある 異性介助が可能な個室更衣室がある 更衣室に座って着替えられるベンチがある 更衣室に座って着替えられるベンチがある 暑さ指数（WBGT/Wet Bulb Globe Temperature）等を掲示している シャワーチェアがある
体育館 （メインアリーナ）	
体育館 （サブアリーナ）	
体育館 （陸上競技場）	
体育館 （トレーニングルーム・プール・スタジアム）	

(注) 熱中症を予防することを目的とした指数

(意見・要望事項)

b 障スポ・ナビの登録に係るマニュアル等の充実について

障スポ・ナビの登録について、局は、障スポ・ナビホームページ入力システムマニュアル(以下「マニュアル」という。)に基づき行うこととしている。さらに、障スポ・ナビのバリアフリー項目に係る定義や説明等については、障スポ・ナビバリアフリー項目に係る説明(以下「説明書」という。)に記載されている。

ところで、障スポ・ナビに登録されているバリアフリー情報と施設の実態を見たところ、表11のとおり、障スポ・ナビに登録されているバリアフリー情報が正確性、統一性において十分ではなく、利用者の誤解を招くおそれがあることが認められた。

そこで、マニュアル等を確認したところ、表11のとおり、各バリアフリー項目の定義や説明が不足しているものがあったため、バリアフリー情報の正確性等を欠く原因となっていた。

局は、マニュアル等における各項目の定義や説明を充実させることで、各指定管理者による詳細かつ統一的なバリアフリー情報の登録を可能とし、利用者がより正確に施設のバリアフリー状況を把握できるよう情報発信することが望まれる。

(生活文化スポーツ局)

(表11) 障スポ・ナビ掲載のバリアフリー項目と備考欄に記載が望まれる事項

施設	バリアフリー項目	説明書の定義・説明	備考欄に記載が望まれる事項
武道館	施設内が平坦、又は段差があったとしても車いすで走行可能なスロープがある。	施設内に段差や階段がある場合でも、車いすで通行可能なスロープやエレベーター等があれば、本項目に該当します。 大人のおむつ替え等ができるような大型ベットの等を想定しています。 ※大型ベットの代用となるようなソファ等でも可	スロープを設置していない段差があるため、人的支援等が必要となることを記載することが望ましい。
体育館 (陸上競技場)	大型ベットの等が設けられたトイレがある。	男女ともにソファ等ができる位置にある多機能トイレ等で代用できます。本項目に該当します。	陸上競技場には該当するトイレはないが、隣接するサングラリア棟にあるトイレを案内できると記載することが望ましい。
	異性介助可能なトイレがある。		
	「車いす使用者が利用できる」という項目が登録されていない。	定義・説明なし	陸上競技場には該当するトイレはないが、上記大型ベット等があるトイレと同様、隣接するサングラリア棟に車椅子使用者が利用できるトイレがあるため、「車いす使用者が利用できる」と登録し、かつ、その旨を記載することが望ましい。

(意見・要望事項)

c 武道館のホームページについて

武道館のホームページには、バリアフリー情報として、「東京武道館は障害のある方も安心してご利用いただける施設です。」との記載があり、弓道場及び茶室(以下「弓道場等」という。)について、障害者の利用は可能とされている。

そこでこれらの状況を見たところ、階段や段差があり障害者が一人では利用しにくい状況であった。

局及び指定管理者はこれらについて、

① 弓道場にある階段は、スタップ等の補助が必要であるが臨時にスロープを作れる板が備え付けられている。また、弓道場に付随している巻きわら場(注)の段差は、スタップの補助等により利用は可能である

② 茶室は、スタップの補助等が必要であるものの利用可能であるとの見解であった。

しかしながら、弓道場等の案内には上記①及び②の説明は記載されていないことが認められた。

ホームページに弓道場等に関する上記の対応状況について記載するなど、提供している情報の追加をすることで障害者等へのサービス向上を図ることが可能となる。

局及び指定管理者はホームページの利用者がより正確に施設のバリアフリー状況を把握できるよう情報発信することが望まれる。

(公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ)
(生活文化スポーツ局)

(注) 弓道の聖櫃古用のがある場所であり、利用料金は弓道場の利用料金に含まれる。

(意見・要望事項)

(イ) 施設のバリアフリー状況について

テニス施設及び体育館は、東京2020大会の会場となっており、ガイドラインに基づき大規模改修を行っている。

武道館は平成23年度から平成24年度にかけて施設のバリアフリー化工事を行っており、東京2020大会の公式練習会場として使用されている。

そこで、各施設のバリアフリーの状況を見たところ、監査日(令和5年9月11日及び26日)現在、次のように施設の管理運用において、局や各指定管理者の対応が十分でない状況や、弱視者等に配慮が必要となる状況などが認められた。

a テニス施設において、視覚障害者等を円滑に施設入口へ誘導するための音声標識ガイドシステムが故障し、音声案内が流れなくなっている。

b テニス施設において、障害者用駐車場前にポールとパーが設置されており、駐車場利用者はいったん降車し、パーをはずさなければ駐車できず、特に車椅子利用者には困難な状態となっている。

c 武道館において、施設入口の点字ブロック上にマットが設置され、視覚障害者が点字ブロック上を歩行する際の支障となっている。

d 武道館においては、敷地入口から受付まで、体育館においては、施設入口から受付までの点字ブロックが床と同系色となっている。

福祉のまちづくり条例や建築物バリアフリー条例の施行前に整備された施設については、今後の増改築時などにおいて、条例等に定められた整備基準に適合したバリアフリー化が求められるが、それまでの間においても、高齢者や障害者等が安心して施設を利用できる環境を整えることは共生社会実現のため、またパラスポーツの振興を図る上においても重要である。

局及び各指定管理者は連携し、施設のバリアフリー状況について、管理運用の見直しや軽易な維持補修による対応について検討を行うなど、より一層の取組が望まれる。

(有明テニス・マナーズメントチーム)
 (公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ)
 (生活文化スポーツ局)

(指摘事項)

(ウ) 外国人等の情報アクセスを進めるため、多言語放送システムを積極的に活用すべきもの

都は、東京 2020 大会において、施設内アナウンスを多言語で配信する多言語放送システム(以下「システム」という。)を競技会場となるテニス施設及び体育館を含む12施設に整備している。

このシステムには、あらかじめ施設で使用が見込まれる「注意事項(場内禁煙、貴重品管理等)」や「緊急放送(火事、地震、避難誘導等)」等に関するアナウンスが日本語と英語で収録されている。このアナウンスを音響通信技術を用いて配信すると、「おもてなしガイド」(注)アプリケーションソフトウェアをインストールしたスマートフォンに予め設定した言語でアナウンス内容が文字表示されるため、外国人や聴覚障害者等(以下「外国人等」という。)も、館内アナウンスから緊急時の避難誘導等の情報を得ることができる。このため、大会後においても、システムを活用し、言葉の壁、障害の壁を取り払うことで、誰もが暮らしやすい「共生社会」のレガシーとしていくこととされている。

また、各施設の年度協定に基づき指定管理者が行う管理運営の細目を定めた管理運営基

準においても、「東京 2020 大会に向けて整備された多言語放送システムについて、東京 2020 大会後も大会レガシーとして積極的に活用すること。」と定められている。

そこで、システムの東京 2020 大会後における活用状況について確認したところ、テニス施設及び体育館において、各指定管理者は、非常時の避難誘導等において活用するとしているものの、監査日(令和5年9月11日及び21日)現在、避難訓練等で使用された実績はないことが確認された。

各指定管理者は、外国人等の情報アクセスを進めるため、平常時よりシステムの活用について検討を進め、積極的に活用されたい。

(有明テニス・マナーズメントチーム)
 (公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ)

(注) ヤマハ株式会社が開発した、「音のユニバーサルデザイン化支援システム」(SoundID)を活用し、官民一体となって音のユニバーサルデザイン化を行っている。

(意見・要望事項)

(エ) 窓口における聴覚障害者への対応について

都が令和4年1月に公表したレガシービジョンにおいては、障害の有無にかかわらず、誰もがスポーツを楽しみ、活躍できる共生社会を実現していくこととされており、パラスポーツの振興は、こうした共生社会の実現に向けた重要な取組の一つである。

また、局が主管局となる第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025においては、大会開催を機に、デフスポーツや、ろう者の文化への理解を促進し、バリアフリーを更に推進することを大会ビジョンとしており、各施設は同大会の会場となっている。

ところで、局が発行する「障害者のスポーツ施設利用促進マニュアル」(令和5年3月改定。以下「マニュアル」という。)によると、聴覚障害者は聞こえ方によって、コミュニケーションを、手話、音声、口話、話話、筆談等様々な方法で行っているため、コミュニケーション方法を複数用いることが望ましいとされている。聴覚障害者のコミュニケーションツールとして有効となる筆談具や遠隔手話通訳、音声認識で声を文字化するアプリケーションソフトウェアは、費用や労力において大きな負担はなく、導入しやすいものである。また、耳マークを窓口等に設置し、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表すことにより、聴覚障害者は安心して窓口等に訪れることができる。

これらのツールやマークは、マニュアルにおいても導入しやすい事例として記載されているものである。

そこで、各施設の窓口における聴覚障害者のコミュニケーションツール等の導入状況を確認したところ、監査日(令和5年9月11日、21日及び26日)現在、表12のとおり、導入されていないコミュニケーションツール等があることが確認された。

しかしながら、聴覚障害者が安心して利用できる環境を整備することで、聴覚障害者の利便性が向上し、結果として利用促進意欲向上による新規利用者の増加が見込まれる可能性があり、局の掲げる共生社会の実現及びバラスポーツの振興を図ることにつながるため、効率的かつ有効な手法があれば局や各指定管理者において積極的に情報を共有し、導入を進めることが重要である。

また、各指定管理者は、職員向けのバリアフリー研修を行っているものの、実際に窓口等でコミュニケーションツール等を使って対応する経験は少ないことから、コミュニケーションツール等の導入後において、バリアフリー対応に係る経験や課題、より効果的な運用等についても局や各指定管理者で情報共有を行うことが必要である。

局及び各指定管理者は、都のバリアフリーに関する施策や施設の情報等について情報共有を積極的に行い、聴覚障害者が安心して利用できるよう、より一層、窓口の環境整備を行うことが望まれる。

(有明テニスマス・マナープロジェクトチーム)
(公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ)
(生活文化スポーツ局)

(表12) 聴覚障害者に対する窓口の環境整備状況

項目	テニス施設	武道館	体育館	備考
筆談による対応ができる	有	有	有	筆談ボードやメモ用紙を使って対応が可能となっている。
手話による対応ができる	有 (条件付)	有 (条件付)	有 (条件付)	手話に対応可能な職員 1～5 名の出勤時間 (シフト制、週 3～5 日程度) のみ対応可能となっている。 遠隔手話サービス (注 1) の導入は各施設とも行われていない。
スマートフォンやタブレット等を使い、言語を文字化することによる案内ができる	無	無	有	UD トーク (注 2) 等の音声認識機能等を活用したコミュニケーションのためのアプリケーショントウェアが使用されている。
耳マークの掲示	無	有	有	耳マークは、聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない人・聞こえにくい人への配慮を表すマークである。窓口等に掲示されている場合は、聴覚障害者へ配慮した対応ができることを表している。

(注 1) 都の「デジタル技術を活用した聴覚障害者コミュニケーション支援事業」

聴覚障害者等が都庁舎等の同事業導入施設へ来庁した際に、スマートフォン等の端末を活用することで、施設の受付等に設置された QR コードを読み取り、遠隔手話通訳を利用できる。

(注 2) UD トークは Shamrock Records 株式会社の登録商標

聴覚障害者、外国人等のバリアフリー「UD=ユニバーサルデザイン」を支援するためのコミュニケーション支援、会話の見える化、自動翻訳アプリケーショントウェア

(意見・要望事項)

(オ) 茶室の利用促進について

武道館における茶室の利用状況は、表 13 のとおり、令和元年度以前は 10～20%程度と低く、新型コロナウイルス感染症に見舞われた令和 2 年度以降は 10%にも満たない状況であり、利用者についても 1 団体のみが主に利用している状況である。

ところで、令和 4 年 1 月に公表したレガシービジョンには、武道館の戦略的活用として、「日本文化を伝えるスポーツ事業の展開(茶室なども活用した武道ツーリズム(注)など)」と記載されているが、監査日 (令和 5 年 9 月 21 日) 現在、武道館のホームページ等には、この事業について広報されていないことが認められた。

これらのことについて、局及び指定管理者に確認したところ、レガシービジョンを受け、日本文化の紹介と武道の裾野拡大を図る「武道&茶道体験事業」の実施を検討しているとしている。

茶室については、現状の低い利用率を踏まえれば、武道ツーリズムなどと合わせた利用促進について、広報も含め早期の検討が有用と考えられる。

局及び指定管理者は、茶室がある武道館の強みを活かし、茶室の利用促進について、広報も含め早期の検討を進めることが望まれる。

(公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ)
(生活文化スポーツ局)

(注) スポーツ庁では、地域活性化等を推進するため、世界の関心が高い日本発祥の「武道」を活かした希少性の高い「武道ツーリズム」を提唱し、目指すべき姿として武道が日本発祥であることの国際的認知の向上や武道体験を通じたフアン層等の拡大による日本の精神・文化の国内外への普及・発信などを掲げている。

(表 13) 茶室の使用状況

(単位: 日、コア、%)

年度	公開日数	使用可能コア数 (注 1) (A)	使用実績コア数 (注 2) (B)	利用率 (B/A)
平成 30 年度	349	4,188	765	18.3
令和元年度	344	4,128	467	11.3
令和 2 年度	289	3,468	116	3.3
令和 3 年度	348	4,176	164	3.9
令和 4 年度	348	4,158	359	8.6

（注1）1時間を1コアとしている。
 （注2）1時間を最小単位とし、1時間未満でも1コアとしている。

（指摘事項）

（カ）一時滞在施設の運営計画を適切に整備するべきもの

テニス施設及び武道館は、発災時に帰宅困難者を一時的に受け入れるための一時滞在施設に指定されている。一時滞在施設の運営マニュアルによると、施設管理者（指定管理者）は、本マニュアルに基づき、平時に準備すべき事項と災害時の具体的な運用等の運営計画を施設ごとにあらかじめ作成しておく必要がある。

そこで、テニス施設及び武道館における運営計画を見たところ、以下のとおり、必要とされる事項が定められていないことが認められた。

a 両施設とも「優先スペース等要配慮者（注）への対応」が定められておらず、テニス施設においては、「滞滞者への情報提供の手順」、「備蓄品の配付手順」についても定められていない。

b 一時滞在施設の運営準備として、発災時に迅速に施設を開始し、帰宅困難者を受入れるために、あらかじめ待機するスペースを設定し、その一部を優先スペースにするなど、要配慮者、女性、性的マイノリティの方々に配慮することとされているが、優先スペースなどが設定されていない。

各指定管理者は、一時滞在施設の運営計画を適切に整備されたい。

（有明テニス・マナーズチーム）

（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）

（注）発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者をいう。具合的には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定する。

（指摘事項）

（キ）事業所防災計画を適切に策定し遵守すべきもの

各指定管理者は、「東京都震災対策条例」（平成12年東京都条例第202号）に基づき、事業所防災計画を作成し、所管の消防署へ届出を行っている。

事業所防災計画に規定すべき事項は、「東京都震災対策条例」に基づく事業所防災計画に関する告示」に定められているが、東日本大震災に伴い、一部が改正（平成24年東京消防庁告示第5号）され、従業員、児童、生徒等及び他の在館者（以下「従業員等」という。）の一斉帰宅の抑制に関する項目が、規定すべき項目として追加されている。

この一部改正に伴い、都が作成した追加項目に係る作成例には、従業員等の一斉帰宅の抑制に関する項目として、従業員等に要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊婦、外国人等）が含まれている場合を考慮し、備蓄等の措置を講じておくこと等が記載されている。テニス施設においては、これらの定めに基づき、「発災時の活動計画（要配慮者に対する備蓄等）」として「乳幼児用食」、「スプーン」の備蓄を行うことを防災計画に定めているが、監査日（令和5年9月11日）現在、備蓄が行われていなかった。

また、武道館においては、追加で規定すべき項目について、防災計画の見直し及び届出が行われていなかった。

各指定管理者は、事業所防災計画を適切に策定し、遵守されたい。

（有明テニス・マナーズチーム）

（公益財団法人東京都スポーツ文化事業団グループ）

(2) 霊園及び公園
ア 施設の概要

(ア) 霊園

東京都霊園 (以下「霊園」という。) は、都民の福祉の増進に寄与することを目的として、設置されている。

霊園の管理運営方針は、

- ① 霊園の設置目的を踏まえ、指定管理者は行政の代行としての基本姿勢に立ち、墓地の永続的管理と健全な経営を確保するために、都民の信頼に応えなければならない
- ② 霊園は公の施設であることから、指定管理者は、その利用に際しては平等かつ公平な取扱いをしなければならない
- ③ 指定管理者は、霊園利用者のニーズに応え、質の高いサービスの提供を図り、効果的・効率的な管理運営を目指すなければならない
- ④ 指定管理者は、霊園事務において、使用者、埋葬者等の個人情報を取り扱うため、特にその保持に努めなければならない
- ⑤ 管理業務については、各霊園の特性等を踏まえ、適切な維持管理を行うのである。

霊園は、現在8か所 (青山、谷中、雑司ヶ谷、染井、八柱、八王子、多磨、小平) あり、区部の青山、谷中、雑司ヶ谷、染井の4霊園は、いずれも明治7年開園という長い歴史を有している。区部霊園では、「霊園」と「公園」が共存した空間として活用できるよう、平成16年度から再整備の取組を行っている。本監査では、区部の4霊園のほか、一時収蔵施設、長期収蔵施設、芝生理蔵施設及び樹林型合葬埋蔵施設が設置されている多磨霊園を対象施設とした。

区部の4霊園及び多磨霊園の施設概要、指定管理者が行う主な業務及び埋蔵・収蔵件数の推移は、表1から表7までのとおりである。

霊園の指定管理者については、霊園管理の高いノウハウを有し、施設の永続性、非営利性のもと、都との政策連動性を有し、統一的な霊園管理を行える団体はほかにないとして、公益財団法人東京都公園協会が特命により選定されている。

指定管理者は、新規貸付に係る案内書の見直しや、新規貸付抽選会等の配信や窓口のウェブ予約など、デジタル技術等を活用したサービスや手続を推進している。また、各霊園では、霊園の特性に応じて、QRコードによる墓所案内の充実、外国語等の霊園マップ配布、新規樹林型合葬埋蔵施設の紹介動画配信などの利用者の利便性向上の取組や、下げ花置場(注)の整備・改善などの快適性向上の取組、蓋のない制障の対策工事、園路の支障除去・段差解消・舗装工事、横断道路の設置などユニバーサルデザインに配慮した取組を行っている。

ところで、霊園の設置目的及び管理運営方針に基づき、現場確認を含めた利用者の視点での検証を行ったところ、別項指摘事項及び意見・要望事項のとおり、利用者の視点に立ったサービスの提供及びハード・ソフト両面からのバリエーション対応が望まれる点が認められた。

建設局及び指定管理者は、霊園の設置目的を踏まえ、更なる利用者の多様なニーズに応えた質の高いサービスの提供に努め、効果的・効率的な管理運営を行うことが望まれる。

(注) 不要となった供花や掃除の際に出た草や枝葉などを集積する場所

(表1) 青山霊園の概要

所在地	東京都港区南青山二丁目、四丁目
開園年月日	明治7年9月1日
敷地	263,564㎡
主な施設	一般埋蔵施設、立体埋蔵施設

(表2) 谷中霊園の概要

所在地	東京都台東区谷中七丁目、上野桜木二丁目
開園年月日	明治7年9月1日
敷地	102,537㎡
主な施設	一般埋蔵施設、立体埋蔵施設

(表3) 雑司ヶ谷霊園の概要

所在地	東京都豊島区南池袋四丁目
開園年月日	明治7年9月1日
敷地	106,110㎡
主な施設	一般埋蔵施設、崇祖堂 (短期収蔵施設、一時収蔵施設、式場)

(表4) 染井霊園の概要

所在地	東京都豊島区駒込五丁目、七丁目
開園年月日	明治7年9月1日
敷地	67,911㎡
主な施設	一般埋蔵施設、立体埋蔵施設

(表5) 多磨霊園の概要

所在地	東京都府中市多磨町四丁目、小金井市前原町一丁目
開園年月日	大正12年4月1日
敷地	1,280,297㎡
主な施設	一般・芝生・壁型埋蔵施設、みたま堂 (長期収蔵施設、一時収蔵施設)、合葬埋蔵施設、樹林型合葬埋蔵施設